

可視化の現在 立会いの未来

大阪地検特捜部検事による陵虐取調べを認定—プレサンス事件付審判請求

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 副本部長 秋田 真志

1 ● 「陵虐」の認定

大阪地裁第7刑事部は、2023年3月31日、プレサンス元社長冤罪事件の冤罪被害者である山岸忍氏による付審判請求に対し、結論として請求を棄却したものの、T検察官（以下、「T検事」）が行った山岸氏の部下K氏の取調べについて、特別公務員暴行陵虐罪の成立を認める決定を出した（以下、「決定」）。すなわち決定は、「机を叩き、その後一定時間にわたって怒鳴り、時には威迫しながら、被疑者であるKの発言を遮って、長時間一方的に同人を責め立て続けた被請求人（引用註：T検事を指す）の上記言動は、陵虐行為に当たり、被請求人には、特別公務員暴行陵虐罪の嫌疑が認められるというべきである」と判断したのである。よりもよって検察官の取調べ、しかも厚労省元局長事件という深刻な冤罪事件を生んだ大阪地検特捜部の検察官が自ら「犯罪行為」に及んでいたことが裁判所によって認定されたのである。しかも、この「犯罪行為」は、取調べの録音・録画媒体（可視化媒体）によって客観的に裏付けられている。裁判所も、決定の中で「録音録画された中でこのような取調べが行われたこと自体が驚くべき由々しき事態である」と述べているとおりである。

2 ● 「可視化媒体」によって認定された異常な取調べ

では、決定はどのような事実を「陵虐」の嫌疑と認定したのか。決定は、可視化媒体に基づき、T検察官の言動を中心にその取調べ状況を決定文全23頁のうち、その4頁から16頁までの約12頁半を費やして詳細に認定している。そのごくごく一部を抽出すると次のような具合である。

「説明をしようとするKの話の遮るように、被請求人とKの間にあった机に、右手を振り下ろして叩き、大きな音を出した」「ふざけなさんなよ」「反省しろ

よ、少しは。…開き直ってんじゃないよ」「こんなあからさまな嘘について…答えなさい」「どういう頭の構造してるんですか。どういう神経してるんですか」「分からない、何寝ぼけたこと言ってるんだ。一番分かっているのはあなた以外の誰もいないでしょう。嘘もついて、ほかにもついてるんでしょ」「子供だって知ってます、嘘ついたら叱られる、お仕置きを受ける、当たり前のことです。小学生だって分かっている、幼稚園児だって分かっている。あんたそんなことも分かってないでしょ。…いっちょまえに嘘ついてないなんて。かっこつけるんじゃないよ、ふざけんな」、(沈黙するKに対し、大声を上げて)「何とか言ったらどうなんです。あなたまだ心の中で反省できてないでしょう。嘘を認めようという気にもなってないでしょ」「検察なめんなよ。命賭けてるんだよ、俺達は。あなた達みたいに金を賭けてるんじゃないよ。かけてる天秤の重さが違うんだ、こっちは。金なんかよりも大事な命と人の人生を天秤に賭けてこっちは仕事をしてるんだよ。なめるんじゃないよ」

このようなT検事の言動には、刑事弁護に携わってきた多くの弁護士も驚き、呆れるしかないであろう。決定は、これらのT検事の言動を「(机を強く叩いて大きな音をたてる行為は、Kに)驚きや畏怖の念等を抱かせる性質の行為である」「約50分という長時間にわたり、Kに対し、ほぼ一方的に責め立て続けており…このうちの約15分間…は、大声を上げて一方的に怒鳴り続けている」「K…を何度も何度も繰り返し執拗に責め立て、他にも虚偽供述があるはずであるなどと具体性のない質問を投げかけ、証拠は十分で、責任は逃れられないなどと述べることに終始している。その間、『反省しろよ』『ふざけるな』『なめんなよ』などの威圧的な言葉を交え、Kの説明を十分に確認することなく嘘と決めつけ、Kが嘘について謝らない人間であるとか、金を賭けた者らと命を懸けている検察官とは違うとか、幼稚園児でも分かるなどと、Kの人間

性に問題があり、あるいは、その人格を貶める趣旨の侮辱的な発言」をしたと評価している。きわめて正当かつ当然の評価である。そして、このような詳細な認定が可能となったのは、取調べの可視化の成果であることは論を待たない。

3 ● 納得しがたい不起訴理由

他方で、このように決定がT検事の犯罪を認定し、かつ、「陵虐行為に当たると評価した部分は、取調べの範囲を超えた悪質な態様であり、客観的証拠と整合しないと考えられる供述について、その真偽を確かめる必要性や目的があり、捜査官の取調べには様々な手法による裁量が認められることなど十分に考慮に入れても、被請求人が上記行為に及んだ意思決定に対しては、強い非難を向けなければならない」としながら、結果として不起訴を正当としたのは大いに問題である。

不起訴を相当とした理由として決定は、「威迫を上回る脅迫について特別公務員暴行陵虐罪の実行行為から除かれた立法経緯、被請求人の身上関係やこれまでに前科等がないことなども総合すると、本件においては、被請求人を不起訴処分とするのが相当である」などとする。中でも、特別公務員暴行陵虐罪の立法過程において「脅迫」を実行行為としなかったことを繰り返し指摘している。その理屈は次のようなものと考えられる。すなわち、刑法上の「脅迫」（脅迫罪の外、公務執行妨害罪、強盗罪、強要罪、強制性交罪など）は、同じく相手方に精神的苦痛を与える行為とされる「威迫」（証人等威迫罪 刑法105条の2など）より強度の「害悪の告知」である。特別公務員暴行陵虐罪は、「脅迫」だけでは直ちに同罪とはならないとされたのであるから、「陵虐」とするためには、威迫はもとより、通常の「脅迫」よりさらに強度な「精神的苦痛」を与える行為が認定される必要がある。その趣旨からすれば、「陵虐」による不起訴が不当とされるのは、相当「強度の脅迫」が認められなければならない。

しかし、この論理はおかしいと言わざるを得ない。確かに、特別公務員暴行陵虐罪の立法過程において、「脅迫」という文言が意図的に避けられた経緯がある。その理由として「脅迫罪の成立の限界には微妙な点があり、脅迫を行為として取り入れると取調べを受ける側に不当な言いがかりの口実を与えることになり、取調官の怯懦を招くおそれがあるなどと説明」される（藤永幸治編集代表「シリーズ捜査実務全書 11・公務員犯罪」平成11年・東京法令出版・241頁

[小川新二執筆部分])。しかし、それはあくまで「微妙な脅迫」を問題にしたものである。仮に、「取調官の発言が違法な脅迫に当たるのであれば脅迫罪が成立することは否定し難いし、さらに、単なる脅迫を超えて陵虐に当れば本罪も成立することになる」（同）。むしろ、裁判所として、陵虐に該当する程の「強度の脅迫」を認定し、犯罪の成立を認めた以上、そのこと自体で起訴が相当だと結論になるはずである。

実際、このような陵虐による取調べの影響は深刻である。Kは、山岸さんの関与を認める虚偽供述に至り、山岸さんは逮捕勾留の上、保釈まで248日間もの身体拘束を受けた。山岸さんは雪冤されたとは言え、プレサンス社を失い、財産、名誉、社会的地位など、多くのものを失ったのである（その経緯については山岸忍「負けへんで！一東証一部上場企業社長vs地検特捜部」[文藝春秋社]を是非お読みいただきたい）。

さらに、T検事は何一つ反省しておらず、検察庁もプレサンス事件を検証しようとする姿勢すら示していない。ちなみに、T検事は、上記のような異常な取調べをする中で、あろうことか『検察の理念』を持参してKに示し、「有利なものと不利なものも含めて。被疑者、被告人の主張に耳を傾け、積極消極をとわず、十分な証拠の収集把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行い」などと読み上げていた。「検察の理念」を踏みにじりながら、その言葉を持ち出して陵虐の手段にまでしていたのである。これほど皮肉なことはないであろう。そして、そのT検事は、何ら処分されることもなく、順調にキャリアを積み、現在は甲府地検の次席検事を務めている。次席検事といえば、地検を率いるリーダーの立場である。次席検事として、若手検事に対し、どのような取調べを指導するのであろうか。

おそらく裁判所は、現職検察官が公判請求されれば、法曹資格も含めた失職も免れず、その影響が大きいことを慮ったのではないかとも思われる。しかし、検察官は、それだけの重い責任を負うべき立場でもある。その訴追を躊躇すべきではなかった。

4 ● 舞台は抗告審へ

山岸さんは、決定を不服として大阪高裁に抗告を申し立てた。検察官は、誰よりも正義を重んじなければならない。その検察官が、正義を踏みにじたのである。このような取調べが正されない限り、冤罪の悲劇が繰り返されることになろう。刑事司法の正義、公正さを守るためにも、毅然とした判断が求められる。